

プロポーザルに係る質疑への回答

1 動画に関する質疑

Q 1) 京都市関連施設の利用について

- A) 構成内容と利用したい場所によるが、場所によっては受託者による利用申請等の手続きが必要となる場合がある。

Q 2) 動画のアニメーションにかかる制限について

- A) アニメーションと実写の割合上限などは設けないが、あくまでメインは実写の京都市ゆかりのキャストであるため、アニメーションがメインにならないように留意すること。

Q 3) 動画の字幕について

- A) 動画の字幕に関して指定のフォントやデザインの規定はないが、完成した動画を音声の出ないデジタルサイネージなどで放映することも想定の上、見やすいフォントやデザインでお願いしたい。

Q 4) マスコットキャラクター等の動画への出演について

- A) 受託者が所管するキャラクターの使用について不可とするものではないが、企業の宣伝色が強い演出等は不可とする。

第三者企業等の所管するキャラクターについては、本テーマにマッチするものであればその利用を制限することはないが、各種権利の関係や利用の手続きについては全て受託者側で行うこととし、その後における紛議等に関しては受託者側の責任においての対応とする。

京都府警察のマスコットキャラクターの出演（ポリスマろん・ポリスみやこ）については、京都府警察との調整を要することから、直ちに可とするものではないが構成上必要とするものであれば案としてあげることに問題はない。

なお、京都府警察のキャラクターに関しては、デザイン絵やアニメーション、過去のキャラクターの利用については不可とする。

2 提出物に関する質疑

Q 1) 提出書類における構成案（構想・イメージ）について

- A) 提案書における「3 本テーマで制作するにあたっての構想、イメージ」についてはあくまでも受託者決定のための選定基準の一つであるため、同案がそのまま動画に反映されるものではない。

こと防犯の内容に関しては視聴者にミスリードを起こさせぬよう、京都府警察による監修等を要することから、受託者決定後に提案内容を基に、本市並びに京都府警察との協議を行っていくこととする。

そのため、提案書において出演者候補を内容に組み込むことを必須とするものではない。

Q 2) SNS 広告用動画の提出形式について

- A) 横型、縦型、2 種類での納品とする。

3 動画の広報・公開範囲について

Q 1) 動画の放映先について

- A) 市内各所のデジタルサイネージや本市の Y o u T u b e チャンネル、各種 SNS での放映を現在調整中。(原則、京都市内での放映を想定。)

Q 2) 受託者による動画の利用について

- A) 本市としては本動画がより多くの人の目に入ることが重要と考えていることから、受託者の所管するサイトや SNS への掲載については基本的には可と考えているが、出演キャストや各種権利との調整を要するため、最終的な判断は受託者の決定後に判断する。